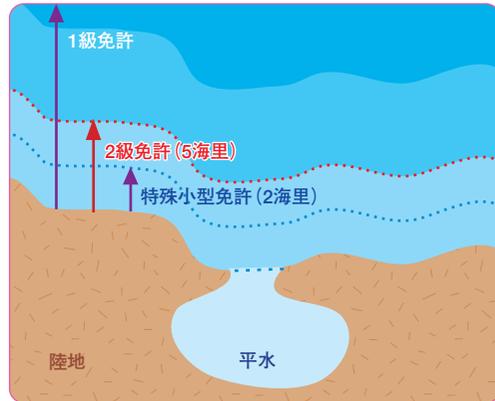


沿岸小型船舶とは？

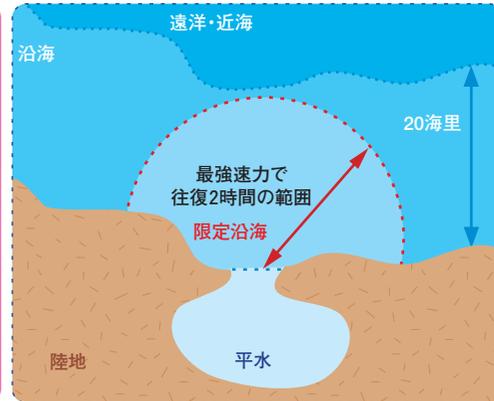
□小型船舶操縦士免許と従来の船舶検査による水域区分

車の場合とは違って船舶の場合は、免許によって操船できる水域と船舶検査によって航行できる水域が定められています。

<免許区分による水域>



<従来の船舶検査による水域>



ボート免許を持っている人の70%は2級免許 検査が必要な小型船舶の80%は限定沿海

ボートライフを楽しむ多くの人々は、2級免許で限定沿海小型船舶に乗っています。そのため、容易に日本各地の水域へ行くことができませんでした。

□沿岸小型船舶の技術基準の新設

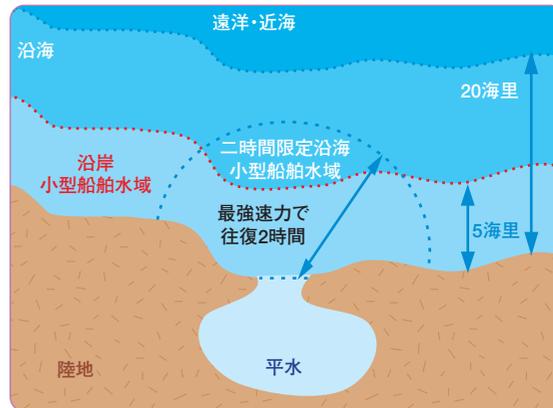
ボートライフを楽しむ多くの人々が容易に日本各地の水域へ行くことができるように平成16年11月に、沿岸小型船舶の技術基準を新設しました。このことにより、船舶検査を受検してこの技術基準を満たせば2級免許で操船できる水域と全く同じ水域を航行できるようになりました。

■沿岸小型船舶が航行可能な水域は、本州、北海道、四国及び九州並びに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域及び平水区域です。

■沿岸小型船舶の技術基準は沿海区域に比べて、構造、設備等の基準が大幅に緩和されています。

■2時間限定沿海小型船舶と沿岸小型船舶の両方の技術基準を満足する場合は、両方の水域を航行区域とすることができます。

<新しい船舶検査による水域>



沿岸小型船舶が航行できる水域

□沿岸小型船舶が航行可能な水域

沿岸小型船舶の区域 (黄色と緑の範囲)

平水区域 (緑色の範囲)

沿海区域 (—線の範囲)

